

随 意 契 約 理 由 書

1 業 務 名	プローブデータを活用した交通管理水準向上に関する検討業務（平成29年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	<p>本業務は、富士通交通・道路データサービスと実施している共同研究「交通ビッグデータを活用した社会的価値の創出に関する共同研究」に基づき、昨年度実施した「プローブデータを活用した交通管理水準向上に関する検討業務（平成27年度）（以下、「昨年度業務」という）」の成果をふまえ、プローブデータを用いて、交通安全や交通管制等の交通管理水準の向上について検討するとともに、施策効果や課題把握のための検討を行うものである。</p> <p>本業務の遂行にあたっては昨年度業務の内容を熟知していること、また阪神高速道路における交通特性や事故特性、安全対策の実施状況やその効果について精通している必要がある。さらにその円滑かつ効率的な実施のためには、当社の意図を的確にかつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、昨年度業務を実施した者であり、かつ阪神高速道路に関する調査、設計、積算等の業務を阪神高速道路(株)にかわり実施することにより迅速かつ効率的に業務を実施するために設立された法人であり、阪神高速道路における交通特性や事故特性、安全対策の実施状況やその効果について蓄積・保有しているだけでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>以上により、同社は、他者に比べ本業務を適切かつ効率的に実施できる会社であることから、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とするものである。</p>
	阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号に該当するものとして、随意契約するものである。